

令和7年5月30日

保 護 者 様

大阪市立淀川中学校
校長 尾曾 由里子

令和7年度就学援助費の支給等について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、各ご家庭より申請されました就学援助（早期1・早期2申請）につきまして、審査の結果、教育委員会から「認定」と通知があったご家庭について、今年度の就学援助費の支給予定日等を次のとおりお知らせします。

記

1 支給予定日及び支給金額（早期1・2で認定の方）

認定通知までに納入済の金額を支給します。

（学校徴収金に未納がある場合は、未納分を差し引いた金額を支給します。）

支給内容 支給予定日	学校教材費等 (生徒費)	一泊移住費（1年）	入学準備補助金〈※1〉
7月 3日（木）	5月分まで	実費額	63,000円

〈※1〉 4月1日付認定の1年生を対象に定額支給します。（早期1の方は3月14日に支給済です。）

2 就学援助認定後の学校徴収金の取扱い

（1）生徒費の徴収（口座振替）は、6月分以降行いません。

（2）積立金（1・2年生）・PTA会費については認定後も徴収（口座振替）します。

※ 次回の口座振替日は1年生及び3年生は7月28日です。（PTA会費）

2年生は6月26日です。（修学旅行積立金）

3 学校給食費の取扱い

4月にお知らせしました「学校給食費の取扱いについて」の文書のとおりです。

「学校給食費費額決定通知書」を配付しますが、このことにより、保護者の方に事務手続きが生じたり、学校給食費を納入していただく必要はありません。

4 その他

支給内容について、ご不明な点がありましたら 事務室 就学援助担当（電話：06-6928-0001）までお問合せください。

このプリントは、全生徒に配付しています。